



平成 22 年 1 月 21 日

各 位

会 社 名 国際航業ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 呉 文 績
(コード番号 9234 東証第一部)
問合せ先 取締役企画本部長 渡邊 和伸
(TEL. 03-6361-2442 代表)

持分法適用関連会社の決算訂正に関する影響のお知らせ

当社の持分法適用関連会社であるアジア航測株式会社（東証第二部：9233）が、平成 22 年 1 月 8 日付で、過年度決算の訂正を発表したことに、当社連結決算業績への影響は下記の通りとなりますのでお知らせいたします。

記

1. アジア航測株式会社の過年度決算の訂正発表にいたる概要

アジア航測株式会社は、平成 21 年 12 月 15 日「過去の業績に影響を与える可能性のある事象の発生および調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、過年度における一部の売上物件について会計処理の修正を要する可能性のある事象（本来あるべき売上時期の期間帰属処理において誤りが生じている可能性のある事象）が、アジア航測株式会社の数値管理を主要業務とする部門である経理部並びに業務管理部の実施した調査により判明したことを受け、社内調査委員会を設置し、外部専門家の助言を受けながら、各事業年度の財務諸表等への影響額の算出根拠の妥当性の検証及び不適切な会計処理の発生原因の究明並びに再発防止策の策定を目的とする社内調査を実施いたしました。

その結果、平成 22 年 1 月 8 日付で、過年度決算の訂正を発表することに至りました。

2. 訂正に係る当社連結決算業績への影響

当社は、平成 20 年 5 月にアジア航測株式会社の株式の一部を取得し、以降、持分法適用関連会社としております。

この度、アジア航測株式会社が、過年度決算の訂正を発表したことを受けて、その影響額を精査いたしました。過去の連結業績に与える影響は極めて軽微であることから、当社の過去の連結業績の修正は行いません。

以上

添付：アジア航測株式会社

平成 21 年 12 月 15 日リリース文

「過去の業績に影響を与える可能性のある事象の発生
および調査委員会の設置に関するお知らせ」

平成 22 年 1 月 4 日リリース文

「訂正報告書の提出について」



平成 21 年 12 月 15 日

各 位

会社名 アジア航測株式会社
代表者名 代表取締役社長 大槻 幸一郎
(コード番号 9233 東証第二部)
問合せ先 取締役経営管理本部副本部長
渡部 彰
(TEL. 044-969-7230)

過去の業績に影響を与える可能性のある事象の発生

および調査委員会の設置に関するお知らせ

今般、当社の過去の決算において、一部の売上物件について会計処理の修正を要する可能性のある事象が社内調査により判明いたしました。

現在、内容の詳細および影響金額等を含め、調査委員会を設置し、鋭意精査中ですが、現時点におきまして、当社の過去の決算に影響を与える可能性があるかと判断いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 過去の決算の修正を要する可能性のある事象について

今般、当社において内部統制の本格適用初年度にあたり、決算財務全般にわたり社内調査を実施したところ、過去の売上物件の一部について、本来あるべき売上時期の期間帰属処理において誤りが生じている可能性のある事象が判明いたしました。

2. 調査委員会の設置

上記 1 の調査結果を受けて、過年度における売上計上時期の妥当性の検証、不適切処理案件の原因究明と再発防止策の立案を目的として、外部の専門家を含めた調査委員会を設置いたしました。

3. 今後の対応について

本件の内容について、当社グループを含め、当該事象による過年度の財務諸表への影響額および範囲等について、厳密かつ厳正に事実関係の調査・確認を進めてまいります。詳細が把握でき次第、速やかにご報告申し上げます。

なお、当社は、平成 21 年 9 月期の連結計算書類および単体の計算書類は適正なものとして平成 21 年 12 月 17 日に開催予定の当社第 62 回定時株主総会において株主の皆様にご報告する予定ですが、調査の結果次第では金融商品取引法上の法定開示書類である第 62 期有価証券報告書に記載の連結財務諸表および財務諸表の数値が、上記定時株主総会でご報告する連結計算書類および計算書類の数値と必ずしも一致しない可能性があります。

株主、投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上



平成 22 年 1 月 4 日

各 位

会 社 名 ア ジ ア 航 測 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 槻 幸 一 郎
(コード番号 9233 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 副 本 部 長
渡 部 彰
(TEL. 044-969-7230)

調査委員会の調査結果及び過年度決算に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出について

平成 21 年 12 月 15 日付「過去の業績に影響を与える可能性のある事象の発生および調査委員会の設置に関するお知らせ」により公表いたしましたとおり、過去の決算において一部の売上物件について本来あるべき売上時期の期間帰属処理において誤りが生じている可能性のある事象が社内調査において判明したことをうけ、当社は、総務・人事部長 柴 泰伸を委員長とし、外部の専門家を含めた調査委員会を設置いたしました。

同調査委員会では過年度における売上計上時期の妥当性の検証、不適切処理案件の原因究明と再発防止策の策定を進めてまいりましたが、本日開催の取締役会にて同調査委員会の調査・検討の結果の報告を受け、取締役会として、調査委員会が策定した再発防止策に沿って改善していくことを決議いたしましたので、ここに「社内調査結果報告書」を添付しご報告いたします。

かかる調査の結果、過年度決算の訂正を行うことといたしましたが、その概要につきましては、別表をご覧ください。

過年度決算の訂正に伴い必要となる、提出済みの有価証券報告書及び半期報告書並びに四半期報告書（平成 16 年 9 月期、平成 17 年 9 月期、平成 18 年 9 月期、平成 19 年 9 月期、平成 20 年 9 月期に係る有価証券報告書及び半期報告書並びに平成 21 年 9 月期に係る四半期報告書）については、本日、関東財務局に訂正報告書を提出いたしましたので、ご報告いたします。

また、過年度決算の訂正を受けて平成 21 年 9 月期に係る有価証券報告書につきましても、

本日、関東財務局に提出いたしました。

なお、本日提出の第 62 期有価証券報告書に記載の連結財務諸表及び財務諸表の数値は、平成 21 年 12 月 17 日開催の当社第 62 回定時株主総会において報告の、平成 21 年 9 月期の連結計算書類及び単体の計算書類と比較し連結財務諸表では売上高で 4 百万円、営業利益で 13 百万円、経常利益で 13 百万円、当期純利益で 42 百万円それぞれ増加しますが、総資産及び純資産では差異は生じておりません。

また、単体の財務諸表では売上高で 4 百万円、営業利益で 1 百万円、経常利益で 1 百万円、当期純利益で 30 百万円それぞれ増加しますが、総資産及び純資産では差異は生じておりません。

今回の有価証券報告書の訂正に加えて、決算短信につきましても訂正をする必要がありますので可及的速やかに提出する予定です。

上記の調査委員会の調査・検討の結果、過去の決算において売上計上の期間帰属処理に誤りがあることが判明致しましたが、その発生原因は、売上計上基準（納品基準）に対する理解不足があったこと、追加業務に伴う変更契約が存在する場合のルールが不徹底であったこと及び売上目標達成に対する意識等があったことが認められました。

当社は、今後、この様な事態の再発を防ぐため、売上の期間帰属確認等社内ルールの徹底や売上計上基準に対する理解促進、「役職員行動規範」の周知徹底等再発防止策を講じて対応する所存です。詳細につきましては「社内調査結果報告書」をご覧ください。

また、当社は、過去において不適切な会計処理がなされていたことにより過年度決算の訂正を行うこととなり、株主、投資家をはじめとする関係者の皆様にご迷惑をお掛けしたことを厳粛に受け止め、取締役全員が月額報酬の 10%を 3 ヶ月間返上することと致しました。

株主、投資家をはじめとする関係者の皆様にはご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを、深くお詫び申しあげますとともに、何卒ご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

添付資料 「社内調査結果報告書」

(別表)

過年度有価証券報告書の訂正の概要

【連結】

訂正前

(単位：百万円)

	57期 平成16年 9月期	58期 平成17年 9月期	59期 平成18年 9月期	60期 平成19年 9月期	61期 平成20年 9月期
売上高	23,035	19,287	18,719	19,478	17,486
営業利益	249	-622	23	261	54
経常利益	306	-704	-63	246	-27
当期純利益	-924	-1,618	-869	98	-780
総資産	13,267	12,090	11,139	11,707	10,128
純資産	7,914	5,274	6,537	6,477	5,642

※純資産については、第57期及び第58期は「資本合計」に「少数株主持分」を加算し表示しており、以下同様であります。

訂正後

(単位：百万円)

	57期	58期	59期	60期	61期
売上高	22,491	19,376	18,495	19,993	17,505
営業利益	28	-602	-65	506	56
経常利益	84	-683	-151	492	-25
当期純利益	-1,059	-1,681	-1,041	344	-698
総資産	13,168	11,957	10,757	11,598	10,108
純資産	7,774	5,075	6,167	6,352	5,600

影響額

(単位：百万円)

	57期	58期	59期	60期	61期
売上高	-543	89	-223	515	18
営業利益	-220	20	-88	245	1
経常利益	-222	21	-88	245	1
当期純利益	-134	-62	-172	245	82
総資産	-98	-132	-382	-109	-20
純資産	-140	-198	-370	-124	-42

【単体】

訂正前

(単位：百万円)

	57期 平成16年 9月期	58期 平成17年 9月期	59期 平成18年 9月期	60期 平成19年 9月期	61期 平成20年 9月期
売上高	20,810	17,617	17,578	18,326	16,515
営業利益	474	-341	132	300	150
経常利益	537	-379	22	294	112
当期純利益	-834	-1,133	-826	125	-613
総資産	12,559	11,794	10,891	11,457	9,978
純資産	6,836	4,674	6,006	5,957	5,484

※純資産については、第57期及び第58期は「資本合計」に「少数株主持分」を加算し表示しており、以下同様であります。

訂正後

(単位：百万円)

	57期	58期	59期	60期	61期
売上高	20,303	17,698	17,339	18,848	16,515
営業利益	282	-325	40	530	158
経常利益	344	-363	-69	525	119
当期純利益	-947	-1,194	-1,000	355	-524
総資産	12,489	11,696	10,527	11,354	9,969
純資産	6,722	4,499	5,656	5,838	5,454

影響額

(単位：百万円)

	57期	58期	59期	60期	61期
売上高	-507	80	-239	521	0
営業利益	-192	16	-91	230	7
経常利益	-192	16	-91	230	7
当期純利益	-113	-61	-174	230	88
総資産	-70	-98	-364	-103	-8
純資産	-113	-174	-349	-119	-30

(添付資料)

平成 22 年 1 月 4 日

社内調査結果報告書

アジア航測株式会社
社内調査委員会

アジア航測株式会社（以下「当社」といいます。）の社内調査委員会（以下「当委員会」といいます。）において、平成 21 年 12 月 15 日付「過去の業績に影響を与える可能性のある事象の発生および調査委員会の設置に関するお知らせ」により公表しました過年度における不適切な会計処理につき調査を実施した結果は、下記のとおりです。

記

第 1 本報告書作成に至る経緯等

1 当委員会による調査の経緯

当社は、平成 21 年 12 月 15 日「過去の業績に影響を与える可能性のある事象の発生および調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、過年度における一部の売上物件について会計処理の修正を要する可能性のある事象（本来あるべき売上時期の期間帰属処理において誤りが生じている可能性のある事象）が、当社の数値管理を主要業務とする部門である経理部並びに業務管理部（以下「当社数値管理部門」という。）の実施した調査により判明したことを受け、下記社内調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置し、外部専門家の助言を受けながら、各事業年度の財務諸表等への影響額の算出根拠の妥当性の検証及び不適切な会計処理の発生原因の究明並びに再発防止策の策定を目的とする社内調査を実施いたしました。

<社内調査委員会構成員>

委員長	柴 泰伸	アジア航測株式会社	総務・人事部長
委員	杉山 充	同	内部監査室長 公認内部監査人
委員	田口 徹	同	総務・人事部 法務知財課長

<社内調査委員会 外部アドバイザー構成員>

篠原 通夫	公認会計士・税理士	篠原会計事務所
青木 智子	弁護士	東京霞ヶ関法律事務所

2 当委員会による調査対象・調査内容

当委員会は、先に当社数値管理部門において内部統制報告制度の適用初年度にあたり、決算財務全般にわたり社内調査を実施した調査結果の検証、同調査により不適切な会計処理と認められた物件の抽出方法の妥当性の検証及び物件担当者及び当時の幹部職員に対するヒアリングを実施しました。

(1)当社数値管理部門の実施した調査

当社では、62期からの内部統制制度の適用にあたり、当社事業年度の第57期から第61期までの5年間の子会社を含めた全売上物件を対象とした内部監査を実施いたしました。その過程において、9月期に売上計上した物件の中から、本来あるべき売上時期の期間帰属処理において誤りが生じている物件が発見されたため、当社数値管理部門における詳細調査を開始し、特に不適切な会計処理が発生し易い決算期末月である9月に売上計上した金額10,000千円以上の物件を抽出し精査いたしました。その結果、契約工期以前に売上計上している不適切な物件が見受けられたため、更に調査範囲を広げるとともに、四半期での期間帰属の適切性を確認し、決算期末月以外でも契約工期より以前に売上計上した契約金額1,000千円以上の物件を追加抽出するとともに、決算月以外および契約工期に関わらず売上計上された物件の売上時期の妥当性を検証するため、金額30,000千円以上の全物件を抽出し、調査対象を1,232物件に絞込みました。

[調査の方法]

上記で抽出された1,232件の売上物件に対して、各地域管理室を通じて当社数値管理部門に証憑類を集約し、その売上年月の妥当性につき、契約書の有無、契約内容の確認、請求書の有無と発行年月日の確認、受領書等・売上確認書の有無と受領日の確認、入金の有無や請求金額と入金額との照合、入金年月日と契約工期の乖離の確認を実施し、売上計上時期が不適切であったと認定される物件の特定を行いました。なお、9月に売上計上した金額10,000千円以上の乖離物件について、販売担当者、生産担当者（主任技術者）等にヒアリングを実施しました。

(2)当委員会の実施した調査

当委員会では、当社数値管理部門の調査方法が監査法人の助言を得ながら進められたこと、また、不適切な物件の抽出過程が証憑等に基づき詳細かつ合理的に調査が行われたことを確認いたしました。

また、期間帰属処理が誤っていると認定された物件は114件、そのうち金額が10,000千円以上の当社売上物件は60物件ですが、既に担当者が退職や出向等にてヒアリングができない物件を除く当社43物件及び子会社売上物件26物件の内の19物件の合計62物件を抽出し、当時関与した全国の販売担当者、生産担当者（主任技術者）幹部職員等

延べ 51 名に対し、当社数値管理部門において期間帰属処理が誤っていると判断されたことに対する担当者としての意見や発生原因の把握、再発防止策への提言を目的とし、個別にヒアリングを実施いたしました。

第 2 調査によって判明した不適切な会計処理の概要と各事業年度の不適切な売上計上の概要

当社は、売上計上基準として納品基準を採用しておりますが、当社数値管理部門の調査を受けた当委員会による調査の結果、調査対象物件の一部に、売上計上月と納品受領書に記載されている年月日とに差異があるが、証憑等により現実の納品時期に売上計上したことが確認できない物件や、追加業務につき変更契約が締結されているため特段の事情のない限り元の契約と追加契約とを一体として売上計上するのが通常であるにも拘わらず、特段の事情がないまま元の契約部分のみを先行して売上計上している物件等、本来計上すべき時期よりも早期に売上計上している物件が存在することが判明しました。

なお、数件ですが本来計上すべき時期より遅れて売上計上している物件の存在も判明しました。当社数値管理部門による調査により判明した、これらの不適切な会計処理がなされている物件の件数のうち、事業年度期間帰属処理の誤りは、第 57 期 39 件、第 58 期 42 件、第 59 期 14 件、第 60 期 10 件、第 61 期 9 件の合計 114 件となっています。

さらに、前述の 1,232 件の売上物件は全て入金済みであり、架空売上や着服などの不正行為は無かった旨の報告を当社数値管理部門より受けており、当委員会としてもレビューした結果、客観的証憑等に基づく上記当社数値管理部門の報告内容には合理性があり、信用できるものであると考えており、当委員会の調査においても、架空売上や着服などの不正行為の存在を疑う事実は認められませんでした。

このように第 57 期、第 58 期においては、不適切な会計処理がなされた物件が約 40 件程度存在するものの、それ以後は、内部統制制度導入に伴う適正な売上処理促進のための施策導入等の効果もあり、事業年度期間帰属処理の誤り物件の件数は 4 分の 1 程度にまで減少し、第 62 期については事業年度期間帰属処理の誤りの存在を窺わせる物件は発見されていない旨の報告を当社数値管理部門より受けております。

第 3 原因分析

1 売上に関する社内ルール（売上期間の帰属確認、売上計上基準（納品基準））に対する理解不足

当社においては売上計上基準として納品基準を採用し、納品基準に関する社内ルールとして、具体的には顧客に完成品を納品し受領書等を入手した時（納品月）に売上計上を行うことを原則とする等のルールを整備しております。そして、社内ルールでは、受領書等（客先が受領した日付が記載されかつ受領印があるもの）又はこれに代わる売上

確認書などの証憑（以下「受領書等」という。）を入手して納品の事実を確認した上で、生産担当者（主任技術者）並びに販売担当者の双方がシステムを利用して、売上期間の帰属確認を行うことが必要とされておりますが、当委員会による販売担当者及び生産担当者（主任技術者）へのヒアリング調査の結果、第 57 期～第 61 期においては、上記の社内ルールは存在していたものの、一部の物件についてはこれに基づく売上期間の帰属確認が徹底されていなかったことが判明しました。

その理由としては、主に生産担当者（主任技術者）において、納品基準採用下での売上計上における受領書等の必需性についての認識が必ずしも浸透していなかったこと、どのような証憑が整えば「納品」完了と評価でき、売上計上できるのかという点に関する主任技術者の判断・運用が全社的に統一されていなかったことなどが調査の結果として確認できました。

また、納品を確認する販売担当者においても、契約工期の確認や請求行為など売上に関する手続きの確認が不十分であったことも、売上期間の帰属確認の誤りを助長した面があると思われまます。

こういった社内ルールの不徹底が、期末において、例えば、成果物がほぼ完成しており納品間近の物件について、売り上げることが許されるだろうとの誤った判断のもとに、納品未了であるにも拘らず、安易に計上されてしまうというケースに繋がったものと考えられます。

これは第 60 期以前には、売上の重要性や納品基準等の社内ルールについての理解を深めるための組織的な教育が継続的に行われておらず、職員への社内ルールの浸透や徹底が不足していたことに起因するものと考えられます。

※尚、この点に関する改善策につきましては、後述第 4 の「内部統制制度導入に伴い既に取り組んでいる事項」に記載しております。

2 追加業務に伴う変更契約が存在する場合のルールの不徹底

納品基準においては、原則として、一件の請負契約に関連する売上、例えば、元の請負契約に基づく売上とその追加業務に関する変更契約等に基づく売上等は、特段の事情のない限り元の契約と追加契約とを同時期に一体として売上計上する必要がありますが、一部の物件では、一件の請負契約に関連する売上で、特段の事情がないにも拘らず、現場の判断により、一件の契約につき分割して受注伝票を発行し、これらを一体として売上計上せずに複数の時期に分けて売上計上が行われているという事例の発生が認められました。

これについては元の請負契約の工期と追加業務の委託を受けた時期とが乖離しているため、別個の物件として売上計上することになりがちであり、また、売上時に追加変更契約の存在を確認する手続きが徹底されていないため、元の契約と追加契約とを同時期に一体として売上計上すべきものであることを看過してしまうこと等が原因と考えら

れます。

3 当時の当社の事業環境における売上目標達成に対する意識等

近年、建設関連業界全体が価格競争の時代に突入し、受注高の減少が予測されるという厳しい経営環境が続き、当社は、事業計画の達成に困難を伴うという厳しい状況を背景に、事業計画の達成のため、全社一丸となって目標数値の達成を行うべく日々努力しておりましたが、特に競争が激化していた第 57 期から第 58 期にかけて、特に、当社の一部地域では、部門の売上目標を達成しようとする意識が働き、社内ルールに対する理解・認識が不足していたこととも相俟って、早期の売上計上という不適切な会計処理に繋がっていった可能性が生じた可能性があるのではないかと推測されます。

当委員会が調査した限り、上記の重圧感と早期売上計上等との具体的な因果関係や当社の組織的関与を疑うに足る事情の存在までは把握できませんでした。

第 4 内部統制制度導入に伴い既に取り組んでいる事項

当委員会では、第 62 期より内部統制制度が導入される事に備え、既に第 61 期から売上計上基準を含む社内のルール改定及び社員への浸透のための施策を以下のとおり開始している旨確認しており、後述する再発防止対策にあわせ、有効に機能するものと判断しております。

1 売上の期間帰属確認等社内ルールの徹底のための手続

納品基準においては、受領書等に記載されている受領年月と売上計上時期が一致することが必要ですが、内部統制の整備を進めるにつれ、当社では受領書等の日付と売上計上時期の妥当性の判断を行う手続が徹底されておらず、受領年月と売上計上時期が異なるなど売上の期間帰属確認が十分とはいえないケースの存在が確認されました。そこで当社は、現場での社内ルールの拡充と徹底を図るため、以下の改善を図りました。

- ①平成 20 年 10 月（第 62 期開始時）より、管理部門（業務企画部）において、受領書等を確認し、売上計上時期の妥当性を判断する手続を追加し、運用の徹底を図りました。
- ②平成 21 年 12 月（当事業年度）からは、成果品の社内検査記録と出荷・納品記録につき、生産部門の部門長と地域管理室が確認を行った上で売上計上を行う手続を追加し、さらなる運用の徹底を図りました。

2 売上計上基準（納品基準）に対する理解促進

受領書等については「未入手」、「日付の未記入」といった事象が発生し、納品基準については、多少の業務未了を残しての早期売上や、売上の遅延といった事象が発生しており、これらの事象が受領書等の必要性等に対する理解不足や業務の完了時期に対する

解釈が不統一であることによるものであると判断されたことから、以下の改善を図りました。

- ①平成 19 年 10 月（第 61 期開始時）に生産管理要領を改訂し、受領書等の必要性について生産部門に周知し運用の徹底を図りました。
- ②平成 20 年 12 月 24 日付で、社内に寄せられた質問を中心に、受領書等を入手する意味や売上計上時期の判断等について解説した「売上処理及び受領書等の取り扱いに関する Q&A 集」（以下 Q&A）を作成し、社内イントラネットを通じて全社員に周知し、運用の徹底と統一を図りました。
- ③平成 21 年 11 月から 12 月にかけて、Q&A を用いた生産現場への教育・研修を実施し、更なる運用の統一と徹底を図りました。

第 5 今後の再発防止対策

当社では、前項で述べましたように、第 62 期からの内部統制制度の導入に伴い、適正な会計処理に向けての取り組みは順次実行に移しておりますが、今回の調査委員会による問題の発生原因分析を踏まえ、以下の再発防止策を併せて実施してまいります。

1 統制環境の対策（「役職員行動規範」の周知徹底）

当社は、既に「役職員行動規範」にて宣言されている「会計報告は、正確で適時・適切なものとする。虚偽または誤解を招く帳簿の記載を行わない」を真に実践するため、代表取締役から全職員に向けメール発信等の方法により、改めて周知徹底することを呼びかけ、今後も必要に応じメッセージを発信し続けます。

また、売上至上主義的な事業計画、目標設定になっていないかという点の検討を行い、内外の環境を十分に踏まえた合理的かつ社内の納得感を得た予算編成を行うように努め、適時見直しを図っていく仕組みを設けることといたします。

2 統制活動の対策（社内規程の整備・見直し、周知徹底）

当社は、売上に関する社内ルール（販売管理要領、生産管理要領等）を、過去数回にわたり改訂してまいりましたが、職員に対する内容の周知徹底という観点から、今後も恒常的に整備・見直しを図ってまいります。また社内ルールを実効的に機能させるという観点から、「職務権限規定」や「業務フロー」に関しても、過去数回にわたり売上基準の明確化のための見直しを行ってまいりましたが、今後も逐次の見直しを行ってまいります。なお、契約工期前に売上計上する物件については、物件の性質上、不適切な会計処理が比較的生じ易いという点に特に留意し、業務管理部によるチェックリスト作成と厳格な確認手続きを実施します。

また、受注伝票（作業命令書）の分割発行が現場の判断で行われていた事実を踏まえ、受注伝票の分割を行う場合は稟議決裁事項とするとともに、別の部門長等によるダブル

チェック等をも検討することといたします。

3 情報と伝達の対策（相談・通報制度の周知、アンケート調査の実施）

当社では、子会社の従業員を含め、当社グループにおいて社内規定違反や法令違反等が行われている事実を知った場合には、社外弁護士やコンプライアンス委員会に通報できる「相談・通報制度」を導入しています。今回の件を機に、改めて従業員への制度周知を図り通報制度の実効性を高めるとともに、コンプライアンス遵守に係るアンケート調査の定期的な実施等により、継続的に情報の収集に努め、不適切な会計処理に至る原因の早期発見に努めてまいります。

4 売上計上基準に関する社内ルール等従業員教育の充実及び適正な運用の確保

従業員における売上計上基準に対する理解不足に対しては、新入社員教育や管理職研修などの階層別教育ならびに販売責任者、主任技術者に対する職種別教育において、プログラムの中に「売上基準教育」を盛り込みながら定期的かつ継続的に研修を実施することで正確な理解を深め、実務で実践するよう、周知徹底を図ることと致します。

また、社内基準（販売管理要領、生産管理要領等）の改定や前掲Q&Aを含めた売上基準等に関する説明資料の制定時に、従来は社内イントラネットへの掲載にとどまっておりましたが、今後は、イントラネットへの掲載と併せ本社、支店等の営業の現場毎に説明会や研修会を継続的に開催して、売上計上基準の理解を深め、浸透させることと致します。

上記に加え、後記5のモニタリング体制の下で、適正な運用が為されているか否かを継続的にチェックし、その運用の確保にも努めてまいります。

5 モニタリング機能の強化（チェック機能の充実）

今回の不適切な会計処理は、内部統制報告制度における経営者評価作業の過程で判明いたしましたが、この点については、より一層のモニタリング機能の充実・強化が必要であると考えております。結果として、当時の内部監査においてかかる不適正な処理を発見できなかったことに鑑み、教育訓練等、内部監査機能の一層の強化に努めるとともに、売上計上後に当該時期の売上の期間帰属の適切性等に関し、前記のとおり、既に管理部門により受領書等の確認による売上計上時期に関する売上の期間帰属の適切性等のチェックを定期的実施する手続を新たに設け現在実行中ではありますが、今後も上記手続の更なる徹底に努めてまいります。

また、今後、内部監査の充実、具体的には実施頻度の向上、監査実施対象範囲の拡大、サンプリング調査件数の拡大等を図る予定です。

6 その他

当社の業務は、顧客に納める成果品は1製品ごとに納品物が異なる所謂「オーダーメイド（個別受注生産品）」を基本としております。

そのため、顧客毎に仕様が異なるとともに、納期前後に顧客から急遽仕様の変更の要望を受けること等も少なからず存在し、そのため当社における「納品」完了の評価に困難を伴うケースも生じ得るように思われます。

このような当社の業務内容の特性等を考慮して、売上計上基準として、現在の納品基準を含め、より合理的な計上基準の有無等につき、専門家の見解も聞きながら今後継続的に検討していきたいと考えております。

以 上